



41号
2017年2月25日



巻頭言 親子ネット代表 佐々木 昇 松戸判決・東京高裁逆転敗訴を受けて 最高裁判所長官にお願いしたいこと

1.日本の家事事件における自力救済行為と法の支配

日本は民主主義と法治主義の国です。人権が損なわれた時の警察権の発動と裁判所による人権救済が適正に行われることを前提に、自力救済行為を禁止して、社会が成り立っています。しかしながら、家事事件においては、法治主義（法の支配）が全く機能していません。

日本では離婚時、親権を獲得する為、先ず、子どもを連れ去り→監護の継続性の実績を積み→虚偽のDV等を申し立て→片親疎外で別居親に会いたくないと言わせ（表面的な意思表示で子どもに両親を選ばせる）→面会交流を拒否し→財産分与、養育費、単独親権を獲得することが、ある意味、制度化されています。離婚を扱う弁護士の書いた書籍やHPでは「親権を取りたければ、子どもを連れて別居して下さい」と堂々と記述されています。正当な理由のない（配偶者暴力や児童虐待のない）子どもの連れ去りは、違法阻却性のない親権獲得のための「自力救済行為」に他なりません。なぜこんなことになったのでしょうか？

2.子の連れ去り・引き離しの蔓延理由は判例にあり(判例法)-先進国で日本だけ!~

1)未成年略取・誘拐罪(刑法224条)

子どもの誘拐（片方の同意を得ない子どもの連れ去り）は、諸外国で刑事事件として扱われ、日本が批准したハーグ条約でも禁止されています。しかしながら日本の警察、検察はこれを容認し、更に、連れ去られた子どもを親権者が連れ戻すと逮捕さえしてきました。なぜなのでしょう？裁判所のスタンスがそうだからです。警察も、検察も下記の判例通り行動しているのです。

2)最初の連れ去りは容認

大阪高裁判決、平成17年6月22日

「…Aの監護を継続する意思で、Aとともに家を出るのは、むしろ当然のことであって、それ自体何ら日何されるべき事ではない」としました。

3)子どもを連れ戻したら刑事罰

最高裁判決、平成17年12月6日

「母の監護下にある2歳の子を別居中の共同親権者である父が有形力を用いて連れ去った略取行為につき違法性が阻却されない」とされた事例です。被告人は懲役1年となりました。

*上記2つの判決を出した裁判官は、自分が下した判決により、諸外国から「日本は子どもの連れ去り天国だ」と非難されるような状況になり、日本国内で著しい人権侵害（離婚したら、子どもは別居親と会えなくなる）が蔓延する事態を引き起こしていることを、自覚しているのか？甚だ疑問です。裁判官の罪は重いと言わざるを得ません。

3. 松戸判決の意味は大きい 千葉家裁松戸支部と東京高裁を比較して

1)千葉家裁松戸支部：「長女が両親の愛情を多く受けるためには多数の

面会を約束した夫に養育されるべき」

父側提案；年間100日、母側提案：1回/月

「継続性の原則」より、「フレンドリーペアレントルール」を重視

2)東京高裁：「面会は考慮すべき事情の一つだが、面会だけで子どもの健全育成や利益が確保されるわけではない」「今後もお母さんと暮らしたいという長女の意味は母親に影響されたと推認されると指摘した上で（片親疎外の容認）、長女は妻の下で安定した生活を送っている上、母親との生活を望んでいる」（表面的な子の意思）「100日面会は移動の負担や、友達との関係にも支障が生じうる。月1回程度の面会でも子どもの不利益にはならない」と判断。「フレンドリーペアレントルール」より、これまで日本の裁判所が頑なに死守してきた、「継続性の原則」を重視。

なお、千葉家裁松戸支部も東京高裁も、妻が夫に無断で子どもを連れて家を出たことは認め、妻側のDVの主張は、認定されませんでした。

フレンドリーペアレントルールを親権者指定の考慮要素の一つとして重要視することは、まさに最初の子どもの連れ去りを実質的に無効化し子どもの最善の利益を考え、一事件ごとに丁寧に審理することにつながります。

4. 最高裁に望む~人権救済の最後の砦として~

1)連れ去りビジネスの蔓延と司法不信

父親側は最高裁に上告しましたが、最高裁が棄却（東京高裁判決を支持）した場合、子どもを連れ去り→監護の継続性の実績を積み→虚偽のDV等を申し立て→片親疎外で別居親に会いたくないと言わせ（表面的な意思表示で子どもに両親を選ばせる）→面会交流を拒否し→財産分与、養育費、単独親権を獲得することに東京高裁と最高裁がお墨付きを与えたこととなります。

そのため、今後、益々、理由のない子どもの連れ去り、面会交流拒否を行う親と、それを促す支援者、弁護士が増加することは確実です。東京高裁の判決後の記者会見で父親は「私が最初に連れ去ればよかったのか？」とコメントを出していました。我が国の、子どもと会えない親は裁判所を信頼し、自力救済行為を思いとどまっています。しかし、当事者となり、家庭裁判所は、我が子を取り戻すこと、我が子に会うことに全く無責任であることに愕然とします。だから、今回の、東京高裁判決に酷く落胆しました。

2)人権救済と法の支配、まだ最高裁がある

かつて、死刑判決の冤罪事件で「まだ最高裁がある」とのフレーズが弁護団マスコミで叫ばれました。私たちは、親子断絶防止法の国会成立を目指し、活動をしています。引き離された親と子どもの人権救済を最高裁の判例という形で具現化することを強く望みます。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール：info@oyakonet.org ホームページ：http://oyakonet.org

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコメンカイコウリュウジョウジツゲンシルゼンコクネットワーク)



親子ネット主催 勉強会開催報告（前編）

臨床心理士 石垣 秀之氏に学ぶ メンタルヘルスセルフケア

平成28年12月17日、親子ネットは臨床心理士の石垣秀之氏を講師にお招きし、「臨床心理士石垣秀之氏に学ぶメンタルヘルスセルフケア」と題した勉強会をとしま南池袋ミーティングルームにて開催いたしました。

講師の石垣先生は、トラウマ治療を用いて虐待を受けた子どもやDV被害者支援のご経験があり、子どものため、離婚時の養育費請求や面会交流支援を行っていらっしゃるようです。親子ネット会員の皆さまは、「わが子になかなか会えない」、「成長にかかわっていくことが難しい」、「調停や裁判などで争わなければならない状況が長く続いている」・・・など、日々、つらく切ない思いを抱えていらっしゃるかと思います。今回の勉強会では、自分の感情やメンタルの安定をいかにして保つか、について、臨床心理士であり私たちの理解者でもある石垣先生にご教授いただきましたので、ここにご報告いたします。

メンタルヘルスの必要性について

石垣先生は、「なぜメンタルヘルスが必要なのか？」についての説明から講演を開始されました。それは、子どもに与える、離婚紛争による悪い影響を減らすためであると言います。当事者（親）のメンタルヘルスが悪化すると、精神が不安定になり、怒りやすくなったり、悲しくなったりするため、子どもの母親・父親である相手方を攻撃してしまいがちであり、特に、面会交流で子どもがそのような場面に遭遇してしまうと、結局は子どもを傷つけることになってしまうと石垣先生は指摘されます。そして、間接的には、子どもに会えないことにより親が自死、鬱病、パニック障害などに罹患した場合、子どもは「自分が悪かったのではないか」という不要な罪悪感や自責の念を抱き、拭いきれないトラウマになってしまうことがあるため、なんとか予防したいという思いがあるそうです。

次に、調停・訴訟対策としてのメンタルヘルスについて触れられました。相手方にDVを受けたと言われているが実際はそう

でない場合、相手方の弁護士はDVがあったことを裁判官に認めさせたいため、怒りっぽいことを心象付けさせるために、書面や調停員・裁判官の前で指摘してることがあります。それに乗ってしまうと必ず負けてしまうため、DVがないこと・相手方の虚偽の主張を立証するためにも、冷静でなければならぬと伝えられました。

そして最後に、ポジティブ心理学について触れられました。成功すれば幸せになれると多くの日本人は教えられてきています。しかし、成功しても次の成功目標が出てくるので、成功したとしても幸せになれるかどうかは分かりません。ポジティブ心理学は、幸せであれば成功しやすいと言われており、先の訴訟の例で言えば、メンタルヘルスが安定していれば、訴訟で負けるリスクが若干減ると言えるかもしれないと指摘されました。



臨床心理士
石垣秀之氏

子どもに会えなくなってしまった時の心理状況とは

次に、石垣先生は、突然、子どもに会えなくなってしまった場合にどのような精神的な状況に置かれてしまうのかについて説明されました。まず、急性ストレス反応と呼ばれる、戦うか逃げるか固まるかという状況に陥り、過覚醒が生じるそうです。何百年前の人間は、野生のヒョウやライオンなどに遭遇したという場面において、戦うか逃げるかを即座に決めなければなりません。このような大きなトラウマの経験をして生き延びると、同じような状況を避けるため、小さな物音にも敏感に反応するなど、アンテナが立てられた状態が過覚醒であると言います。ポジティブ感情が創造性や行動の多様化を引き出すのに対し、ネガティブ感情は行動を限定し、迷わず行動させるために進化したと考えられるそうです。また、心が傷つく限界を超えた時に、自分を守るために感じないようにすることがフリーズの1つであるとのことでした。

そして、子どもが活着しているにもかかわらず、突然子どもに会えなくなることは「あいまいな喪失」とであると石垣先生は指摘されます。子どもが亡くなってしまった場合、直後は悲嘆反応が生じますが、時間の経過とともに回復していく自然なプロセスを得ます。しかし、私たちのケースの場合は、子どもが亡くなってしまったわけでも、もう会えないというわけでもなく、喪失自体があいまいなため、通常の喪失とは異なり、悲しみや混乱が継続するため、回復のプロセスが妨げられるということ



講演会場の様子

親子ネット主催 勉強会開催報告（後編）



ご講演される石垣先生

です。また、「あいまいな喪失」の影響として、アイデンティティの混乱、自己効力感の低下、新たな人生や役割獲得の実行不全を挙げられました。

中でも、私たちが厳しい状況に置かれていることを話されました。一つは子どもに会えないことで、心理的なダメージを受けているにも関わらず、不健康であることは、監護者として不敵であるとみなされること。一方、連れ去られた後も、健康でいることは、相手方の連れ去りが、自分に害を与えていないということ。これらのダブルバインドが生じていることを指摘されました。また、孤独感や身体的・心理的に大きなダメージを与え、同居親や子どもからの拒絶は、「いじめ」と同様のストレスをもたらすと考えられるそうです。

セルフケアについて

このような状況に陥ってしまった私たちがメンタルヘルスを保つためには、「運動」が最も効果的であると石垣先生は言います。心拍数120程度の負荷がかかるような、スロージョギング・ウォーキング・スイミング・ロードバイクなどが適しているそうです。次に、動作法という考え方について説明されました。人は緊張を感じると体が硬直すると思いがちですが、その逆で、体に慢性的な緊張が生じているために、感情に影響を与えることがあるそうです。そのため、体の緊張をほすぐための動作法のワークをみなで行いました。続いて、抱えているストレスを緩和させるためのTFT（Thought Field Therapy）の手法を教えてくださいました。例えば、子どもを連れ去られてしまったというようにつらい体験などを思い浮かべながらこの手法を実行すると、これまで心に刺さっていた棘が抜けることがあるそうなのです。

まず、つらい体験を頭にイメージします。まゆの内側、黒目の脇の下10 cm、鎖骨の下（まめわさ）を5～10回タッピングします。次に、小指と薬指の間をタッピングしながら、目をつぶり、目を開きます。そして、目線を右下、左下に動かし、目を回転させ、反対側にも回転させます。ハミングをし、1から5まで数えます。もう一度ハミングをし、まめわさのタッピングを繰り返した後、小指と薬指の間をタッピングしながら、目を下に向け、ゆっくり上に向

け、深呼吸をします。会場の参加者で試した結果、最初にイメージをしたつらい体験の捉え方の度合いが、下がる方向に変化された方もいらっしゃいました。

続いて、石垣先生はマインドフルネスについても触れられました。マインドフルネスとは、もともと仏教の瞑想をルーツとして「今、ここ」の体験に注意を向けて、感覚・現実をあるがままに受け入れることが特徴です。マインドフルネスでは、呼吸に意識を向けます。たいていの人は3回目くらいで周りの状況が気になってしまうことでしょうか。このように頭に雑念が浮かんだ時に、再び吸に集中することを繰り返すトレーニングがマインドフルネスでその他にも、自立訓練法やコヒーレンストレーニングもマインドフルネスと似た要素を持ち、セルフケアとして利用することが可能だそうです。そして、実際に5分くらい、姿勢を正して肩の力を抜き、目を閉じて呼吸に集中するマインドフルネスを参加者の皆で体験しました。

PTG -トラウマの後の成長- とは

石垣先生は最後に、PTG (Post traumatic growth, トラウマの成長) という考え方についてご説明されました。トラウマによって人はPTSD (Post traumatic Stress Disorder, 心的外傷後ストレス) にもなりますが、レジリエンスによって成長する場合もあります。逆境に耐え、崩れながらも、立ち上がることができれば、子どもPTGを支える大きなモデルに成り得ます。「お父さん、つらい体を乗り越えたんだね」、「お母さん、頑張ったんだね」というように。そして、子どもに会えない時に、悲しむことは当然であるように、楽しみを享受することも当然なことであると石垣先生は言います。子どもに会えるまで、自分は楽しみを感じてはいけなないと思込んでしまう人もいますが、お父さんもお母さんも幸せになってほしいと子どもは思っているはずで、自分を責め続けるのではなく、そうならざるを得ない状況に置かれてしまったと認め、自分を許すことが大事なのです。自己受容ができれば、他者受容につながり、環境を受け入れやすくなるそうです。そして、将来的には、相手方を許すところまでいけたらよいという思いを伝えられ、ご講演を締め括られました。

～ 講演を終えて ～

このたびは、石垣先生、親子ネット会員の皆様方のご協力を頂き、本勉強会が開催できましたことを、心より感謝申し上げます。またご参加下さいました皆様方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

文：親子ネット運営委員 篠田 裕美
写真：親子ネット運営委員 岡野 哲也

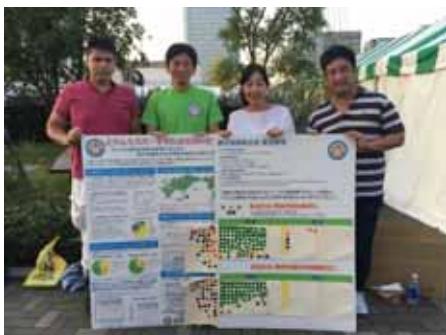
イベント『グローバルフェスタ JAPAN2016』活動報告 親子断絶防止法アンケート調査

2016年10月1日(土)・10月2日(日)の2日間、東京都のお台場センタープロムナードにて開催された「グローバルフェスタJAPAN 2016」に親子ネットとして出展いたしました。

「グローバルフェスタJAPAN 2016」は、国際協力活動を行う政府機関、NGO、企業などが一堂に会する国内最大級のイベントです。2016年の開催テーマを「for the First Step ~新しい目標に向かって~」とし、楽しく分かりやすいコンテンツを通じて、国際協力の現状や必要性などについての理解と認識を深めることを目的としています。

昨年に引き続き、NGO 特定非営利活動法人 日本リザルツ様のご厚意で出展の機会を頂き、運営委員を中心に親子ネット会員のみなさまと、会場内のブースにてリーフレットの配布やパネルを使った「親子断絶防止法」に関する啓蒙活動と、「面会交流の拡大について」、「養育計画の作成義務について」のシール投票を実施しました。

別居や離婚後の子どもの養育について、普段あまり馴染みのない方が多いと思われるテーマに、まずは足を止めて頂こうとリーフレットを配りながらお声がけをしましたが、ご説明を始めると国際協力についてのイベントということもあり、特に海外との比較についての資料には多くの方が関心を示されていました。同時に、離婚後の親権制度について日本のように単独親権を採用する国が少数となっている現状に驚きの声も聞かれました。



私たちの説明に熱心に耳を傾けて下さる方に詳しくお話をお伺いすると、「実は...」と離婚を経験した様々な立場の当事者の方もいらっしゃいました。

男性の同居親の方からもお話をお伺いすることができました。ご自身の経験を真剣にお話しされる姿に、

立場の違いはあっても、子どもを大切に思う気持ちは変わらないと感じました。また、子どもの立場の方がシール投票の「面会交流の拡大について」の質問に、しばらく考えた上で、どちらでもない(分からない)と回答されました。

おそらくご自身の経験を振り返りながらあろう熟考されている様子に、胸が苦しくなるとともに、別居や離婚後にも親子が自然に会える環境を整えることの重要性をあらためて痛感しました。

「面会交流の拡大について」、「養育計画の作成義務について」両項目とも、明確な反対意見はなく、多くの方が賛成されました。親子断絶防止法の反対運動が活性化するなか、世論は別居や離婚後の子どもの養育について、圧倒的に賛同していることが実感できました。普段あまり馴染みのない方にもご説明させて頂くことができ、また離婚を経験した当事者の方からは実体験に基づいたお話やご意見をお伺いすることができ、大変貴重な経験となりました。

最後となりましたが、昨年に引き続きこのような機会をご提供くださいました日本リザルツ様、お忙しいところ、また遠方からもご参加、ご協力くださいました親子ネット会員のみなさまに、心より御礼申し上げます。

ブースに足をとめてお話を聞いて下さり、アンケートにご協力頂いたご来場のみなさま、ありがとうございました。
(運営委員 宮本 敏久)

Q あなたは面会交流の拡大に



Q あなたは養育計画の作成義務化に



グローバルフェスタJAPAN 2016 アンケート集計結果

私の親子断絶体験記

明けましておめでとうございます。親子ネット会員の皆様におかれましては、どの様な年末年始を過ごされましたでしょうか？

娘達と一緒に、およそ休暇とは程遠いバタバタと慌ただしい年末年始はもう何年も前の話。今では、良く言えば穏やかでのんびりとした年末年始を私は過ごしています。

娘達と別居が始まったのは長女が幼稚園児の頃の事。そして長女は今年小学校を卒業します。時の流れの速さを感じると共に、娘達の養育にほぼ携わる事ができない歯痒さを思う毎日です。

娘達を「ひとり親家庭」の子にしてしまった事はとも申し訳なく思っています。娘達は両親の別居にどれだけショックを受け、辛く悲しい思いをしているのか...

子ども達の心の負担を軽減する為にも、子ども達が「離れて暮らしている親にも自分は愛されているんだ」と実感できるように、別居・離婚後も両親による共同養育は必要だと感じております。

しかし元夫家族に嫌われてしまった私は、娘達に会わせてもらえませんでした。私から連絡しても対応や連絡は無し。頼みの綱の家庭裁判所も同居親寄り。私の提案や主張は却下、却下...。それなのに同居親は面会交流不履行でもお咎めなし。

園や小学校の対応にも絶望しました。特に幼稚園はついこの間まで先生とは育児相談等もしていた間柄にも拘らず、別居親になった途端に、対面でも電話での話も拒否。父親に通報すると言われました。別に通報する事は全然構わないのですが、せめてこちらの話も聴いて欲しいと思いました。少子高齢核家族化に伴い「子どもは家庭だけでなく学校でも育てましょう、地域でも育てましょう」と親類縁者以外の育児も謳って久しいのに、何故別居親とその家族親族は蚊帳の外なのでしょう？

数年間は娘達との面会交流は1年に1回ないし2回。元夫家族の同行だったり会話を録音されたり、面会交流させるから家まで迎えに来るようになると言われ、勇気を出して家まで迎えに行けば怒鳴られて追い帰されたり。「もう二度と娘達には会えないのかも」と思う事が何度も何度もありました。また、元夫の妹が周囲に本当の母親として対応している為、

次女は母親の記憶が上書きされてしまったようで、次女は私を「おばちゃん」と呼びました。記憶がはっきりしている長女はどんな気持ちだったことでしょう...

別居親仲間の応援もあり、諦めずに何度か面会交流の調停を申し立て続け、間接強制が可能な審判結果が出ました。それ以降は元夫家族の態度が柔和になり、月に1回ですが母子のみで継続的に面会交流をしています。お稽古事の発表会も観に行き、昨年は初めて長女から手紙を貰ったり電話がかかってきたりで感動の嵐でした。私の事を「おばちゃん」と呼んだ次女も、何気ない会話の中で私を「家族」だと言ってくれました。以前の私からしたら信じられない位の好転です。

私の性格が似たのか、娘達は楽天的で、いつも爆笑な交流になります。「ひとり親家庭」の子に見られがちな不安定な様子もありません。娘達を明るく健やかで聡明に育ててくれている元夫家族には感謝です。

元夫側の対応が変わった理由はわかりません。養育費増額要求の布石か？と疑う気持ちも否めませんが、子ども達が成長し大人の思惑通りにならなくなってきたのは確かでしょう。子どもは確実に成長します。今後も娘達は成長し、元夫側も変化し、面会交流も変化していく事でしょう。私も現状に満足している訳ではありませんが、私の都合の良い様に変化するとは限りません。子どもも中学生になれば忙しくなります。子どもファーストの面会交流にしたいと思います。

遠く離れていても、僅かな時間しか会えなくても、娘達にできる事を探し続けていきたいです。そして、いつどの様な変化が起こっても、娘達をど〜んと受け止められるような親でいたいと思っています。(注:体型の事ではありません(^_^))



(親子ネット会員 岩崎 里香)

「あなたに逢いたくて」 第9弾



目黒区議会議員 竹村 ゆうい 先生

1994年に両親が離婚。2007年明治大学政治経済学部政治学科卒業。2011年目黒区議会議員選挙に無所属で立候補し、落選。2014年目黒区議会の議員定数削減を求める直接請求署名活動を実施。2015年目黒区議会議員選挙に無所属で立候補、2,572票で初当選。現在、無所属無党派として目黒区議会議員1期目の活動中。

1. 政治家なられた理由・経緯についてお話しください。

高校3年の時の担任が教師を辞めて品川区議選に立候補することになり、選挙を最初から最後まで手伝わせてもらいました。結果は無所属新人として初当選。その貴重な経験を通して、大きな政党に属さなくても取り組み次第で選挙を戦い勝ちきれること、身内や周囲が政治関係者でない人こそ政治の世界に飛び込んでこれまでの政治の常識を覆す必要があることを痛感し、生まれ育った目黒区で自分も挑戦してみようと思いました。

2. 子どもの頃にご両親が離婚され、お母様に会えない日々が続いたとお聞きしました。どのような気持ちであられたのでしょうか。

親の離婚によって母親と連絡を制限されるようになり、お互いの居場所がわからなくなったことで連絡手段が途絶え、母親との関係が完全に断絶されてしまいました。父親に対しても母親に対しても憎む気持ちが強くなった時期もありましたし、子どもなりの正義感を振りかざして周囲に攻撃的になった時期もありました。周囲の人たちは勝手なことを言うもので、「片親になったからあの子はもうダメだ」なんて無責任な言葉が聞こえてくることもありました。そこで自分が腐ってしまったりグレてしまえば自分が損をするだけ、3つ下の妹の為にも兄がしっかりしなければ、だから人に負けない強さを持つ。少し時間はかかりましたが、そう思えるようになって自分なりに乗り越えられたのかなと思います。でもこうして乗り越えられる子どもばかりではないですし、心の傷をいつまでも抱えていくことになる子どもは少なくありませんから、子どもの痛みや苦しみを分かってあげられる人が傍にたくさんいてほしいなと思っています。

3. ご両親の離婚を経験された子どもの立場から、親子断絶問題についてのお考えをお聞かせください。

親の離婚を経験した子どもの立場から言えることは「子どもから親を奪わないでください」ということです。家庭の事情で物理的な距離が離れることもあるでしょう。でも親子の心の距離は離れるべきではないし、誰にだって親子の心の距離を引き離していい権利はないはずです。子どもが親に会えなくなるなんて、どうしたって理解できません。それ以上に、「子どもは離婚して離れた親と会う必要がないんだ」と言う人、「離婚すればお父さん(お母さん)じゃないからもう関係ないんだよ」と言う人、全く理解できません。

ある日突然、大好きなお父さんお母さんと引き離されたり、愛する子どもを奪われたら、もがき苦しめない人はいないはずですから。同じ家族内の問題だとしても、夫婦問題と親子問題はそれぞれ別の問題のはずです。そして、子どもはお母さんのお腹の中にいる時から、生まれて、生きて、その生涯を終えるその先までずっと、お父さんの子どもでありお母さんの子どもなんです。子どもにとって、お父さんもお母さんも唯一無二の存在、親子関係が変わることは永遠にありません。DV等の特殊な状況下での子どもの保護はきちんとされるべきですが、そうした状況下がないのに親と会えない・会わせてもらえない子どもが多すぎる日本の社会は変えていくべきです。実の親や祖父母が亡くなって、葬儀にも行けないなんて悲しすぎます。でもそれが今の日本の社会。どうせなら亡くなる前に会いたいし、親の離婚があっても親子の交流が当たり前が続いてほしい。まず一人一人の認識を変えていく必要がありますが、その為には行政や自治体の積極的な関わりが不可欠です。行政や自治体がほんの少しの道標を示してあげるだけで救われる子どもが、お父さんお母さんが、家族がたくさんいます。親子断絶問題は、離婚をした夫婦・親の視点だけでなく、離婚問題で一番傷ついている子どもの視点からも考えていただきたいです。

4. 今後の抱負を語っていただけませんか？

2015年に目黒区議会議員選挙に初当選をさせていただいてから3度一般質問の壇上に上がっていますが、毎回『別居・離婚後の親子の面会交流と養育費の取り決め支援』に関する質問をしてきました。今では「離婚の人」という認識を持たれていて、目黒区の窓口では参考書式の配布が開始されるようにもなりましたが、一方目黒区議会では親子ネットさんが提出された陳情が不採択にされてしまうなど、自分の力不足と至らなさを痛感しているところです。でもそれにめげることなく、親の離婚を経験した子どもの立場だからこそ発信できるメッセージを投げかけ続け、1人でも多くの子どもを守れるように今後とも活動を続けていきます。

5. 親子ネットの会員へのメッセージがございましたらお願いします。

いつも大変お世話になっております。

僕が20年間会えなかった母親を探そうと思えたのは、親子ネットのみなさんのおかげです。

子どもに会えない親の方々から「子どもへの変わらぬ愛情」を教えていただき、20年前の母親の気持ち、今の母親の気持ちを改めて想像することができたことが、母親を探し出す強い原動力になりました。本当にありがとうございます。

そして、僕の母親から皆さんへのメッセージがあります。

『どんなに辛くても、生きていれば必ず会えます。だから諦めないでください』

僕にとっての空白の20年は、母親にとっても空白の20年でした。母親が何処にいるのか、生きているのかどうかさえわからなかったのも、母親に辿り着いた時は「生きていてくれてよかった」と思いましたが、母親の想いはそれ以上かもしれません。

今は子どもと離れてしまっているお父さん、お母さん。子どもはお父さん、お母さんが大好きです。お父さん、お母さんと心の底から会いたくないと思う子どもはいません。愛情を投げかければ必ず愛情で返してくれます。だから諦めないでください。僕も精一杯応援させていただきます。一緒に頑張っていきましょう。

<インタビューを終えて>

ご両親の離婚により心に深い傷を負いながらも、悲しみをバネに力強く生きてこられた竹村先生。「子どもから親を奪わないでください」という切なる思いは、心の奥底に響きました。そして、「行政や自治体がほんの少しの道標を示してあげるだけで救われる家族がたくさんいる」という先生のご指摘、正にそのとおりだと感じます。子どもたちの未来のために、実効性のある施策や支援が自治体から始動されることを、心から期待しております。政治活動でお忙しい中、本当にありがとうございました。竹村先生の益々のご活躍を祈念しております。

(インタビューアー：親子ネット運営委員 篠田 裕美)

手帳にメモして

■親子ネット定例会

〈日時〉2017年3月11日(土) 14:00~17:00
〈場所〉高田第二区民集会室 2階 会議室2
東京都豊島区高田3-18-3
〈アクセス〉JR山手線 高田馬場駅、東京メトロ 東西線 高田馬場駅、西武新宿線 高田馬場駅より徒歩4分
〈参加費〉無料
※別途、参加費がかかりますが、定例会終了後に懇親会を開催いたします。情報交換などにお役立てください。
※詳細は、親子ネットホームページ (<http://oyakonet.org/>) に掲載されるご案内をご覧ください。

■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。
〈日時〉2017年3月25日(土) 13:30~17:30
(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです。)
〈場所〉地域交流センター神宮前 区民交流室C
東京都渋谷区神宮前6-10-14
〈アクセス〉JR原宿駅表参道口 徒歩8分
東京メトロ 千代田線・副都心線 明治神宮前駅 徒歩4分
〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。参加予約は不要です、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。
〈問合せ〉Mail: joshikai@infoseek.jp

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)
〈問合せ〉Mail: kodomokenri@gmail.com
電話:050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会 定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日 19:30~
〈場所〉スペースF(国立市中3-11-6)
〈問合せ〉042-573-4010(スペースF)

マスコミ

平成28年10月1日、弁護士ドットコム、離婚する人に自治体窓口で「養育手引書」配布スタート 「離婚前の取り決めが大切」
平成28年10月1日、毎日新聞、親子面会

交流 法案に懸念
平成28年10月6日、朝日新聞、(声)離婚後の親子の面会交流は大切
平成28年10月17日、朝日新聞、茨城 離婚後の養育支援考えるシンポ 茨城大学で
平成28年11月17日、弁護士ドットコム、「継続性」ではなく「寛容性」の原則、別居親に娘の親権認めた裁判の控訴審結審
平成28年11月23日、J-CASTニュース、離婚後の子との「面会」どうあるべきか 「親子断絶防止法案」めぐり議論続く
平成28年12月7日、中日新聞、<子どもに会いたい 別居後の面会交流>(上) 突然の別れ 妻拒絶でかなわぬ望み
平成28年12月8日、弁護士ドットコム、【親子断絶防止法案】馳浩・議連事務局長「虐待やDV被害への配慮も盛り込んだ」
平成28年12月8日、中日新聞、<子どもに会いたい 別居後の面会交流>(中) 不安抑えて「娘のため」
平成28年12月9日、中日新聞、<子どもに会いたい 別居後の面会交流>(下) 親の愛情を確認する機会
平成28年12月10日、yahooニュース、「子ども立場」から「親子断絶防止法案」はどう見える?
平成28年12月22日、週間新潮、「DV防止法」成立15年で急増した「冤罪DV」実態報告
平成28年12月24日、週間ダイヤモンド、離婚後の子どもとの面会交流で崩れ始めた母親優先の原則
平成28年12月26日、河北新報、親子断絶防止法 児童の利益守る規範に
平成28年12月29日、時事通信、離婚後の引き渡しルール明確化＝民事執行法改正へ議論―法制審
平成29年1月6日、LA SYAMPA(イタリア)、子供たちとの再会を果たす為、日本の法律と戦う男性 「日本の司法制度は、子どもたちを連れ去った妻を守っている」
平成29年1月17日、埼玉新聞、離婚で会えない親子・・・面会を支援 熊谷のNPO、手厚い体制で笑顔へ
平成29年1月21日、毎日新聞、面会交流面会拒否に1回100万円 東京家裁が間接強制
平成29年1月23日、毎日新聞、<子供への面会拒否> 元妻の再婚相手にも賠償命令 熊本地裁
平成29年1月23日、毎日新聞、損害賠償面会交流拒否で地裁が賠償命令 距離少しづつ埋めたい 息子への思い、原告男性が心境明かす
平成29年1月26日、別居中の親権、同居の母に 二審は「面会交流」重視せず
平成29年1月26日、親権訴訟で逆転判決

妻側「適切」、夫側「連れ去り助長」 東京高裁
平成29年1月26日、産経新聞、「6年別居」の父、逆転敗訴 親権「寛容な親」 銃声せず 東京高裁
平成29年1月27日、日本経済新聞、親権二審は同居の妻に 面会回数重視の判断覆す
平成29年1月27日、産経新聞、「子供と両親の関係守れ」 超党派議連、立法の動き

住所変更時のお願い

- ✓ ご住所やメールアドレス等に変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail: info@oyakonet.org

編集後記

私は、日本がハーグ条約を批准する直前の2013年3月、当時の夫により2人の子どもたちをアメリカに留置されました。それから、互いに弁護士を通しての協議の結果、昨年の5月に面会交流・養育費等の取り決めが完了し、私は3年振りに日本で子どもたちと会うことができました。上の子は学校の都合のため3週間程の滞在でしたが、下の子は2ヶ月近く滞り、日本の小学校にも元気に通いました。

私は別居親にもかかわらず、なぜこのように長い期間を子どもたちと過ごせるのか。それは、夫の提訴により、アメリカ・カリフォルニア州の裁判所にて離婚手続きをしたからに他なりません。私たちは日本人同士でありながら、子どもの親権は共同親権となっています。養育費は、年収と子どもと過ごす時間(相手方8割、私は2割)に応じて定められました。そして、私の面会交流の条件は、子どもたちの夏休みと冬休みの期間に、私が希望する場所で子どもたちと過ごせるというものです。なぜ私は子どもたちと日本で暮らせないのだろう、という思いはありますが、たくさん時間を子どもたちと過ごせるようになったことを、本当に幸せに感じています。

日本での離婚であっても、子どもたちが両方の親とかけがえのない時間を過ごせるような未来を作りたい、それにはやはり、フレンドリーベアレント・ルールの浸透が不可欠であると、心に誓いました。

(親子ネット運営委員 篠田 裕美)

引き離し41号・編集委員

■親子ネット運営委員(五十音順)

岡野 哲也、大谷 格司、斉藤 昌宏、佐々木 昇、篠田 裕美、鈴木 裕子

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>